

排出ガス対策型建設機械について

本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 17 年法律第 51 号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、又は「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 3 年 10 月 8 日付け建設省経機発第 249 号、最終改正平成 22 年 3 月 18 日付け国総施第 291 号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規定（平成 18 年 3 月 17 日付け国土交通省告示第 348 号、最終改正平成 28 年 4 月 1 日付け国土交通省告示第 610 号）」もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 18 年 3 月 17 日付け国総施第 215 号、最終改訂平成 28 年 8 月 30 日付け国総環第 6 号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用するものとする。

排出ガス対策型建設機械等を使用できない場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができる。

排出ガス対策型建設機械等を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出するものとする。

ただし、道路運送車両法による排出ガス規制を受けている建設機械は、対象から除外される。

機 械	備 考
・バックホウ ・トラクタショベル (車輪式) ・ブルドーザ ・発動発電機 (可搬式、溶接兼用機を含む) ・空気圧縮機 (可搬式) ・油圧ユニット (基礎工事用機械で独立したもの) ・ローラ (ロードローラ, タイヤローラ, 振動ローラ) ・ホイールクレーン (ラフテレーンクレーン)	ディーゼルエンジン (エンジン出力7.5kw以上260kw以下) を搭載した建設機械に限る。